

古賀市 放課後等デイサービスの新規開設に関するガイドライン

令和 8 年 9 月作成

1. 趣旨

本市においては、放課後等デイサービスを利用する児童が年々増加傾向にあります。障がいのある子どもたちが住み慣れた地域で健やかに成長していくためには、一人ひとりの特性や発達段階に応じた、質の高い専門的な療育と、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。

古賀市では、こうした多様化する療育ニーズに的確に応えるため、市の方向性に沿った機能を有する放課後等デイサービス事業所の新規開設を大いに期待しています。本ガイドラインは、事業所の開設にあたり、市が求める支援の要件を示すことで、地域全体の療育の質の確保と支援体制の向上を図ることを目的とします。

2. 開設に関する要件

古賀市内で新たに放課後等デイサービスを開設する場合、地域に密着した支援環境および障がい程度の重い児童を受け入れる体制を整えた【**必須要件**】を満たした上で、個別の課題解決に寄与する【**選択要件**】を有することを要件とします。

(1) 必須要件

- **地域ネットワークへの参画と協力**

事業所の運営にあたっては、古賀市自立支援協議会の活動に協力するとともに、地域の事業者間で構成される障がい福祉サービス事業者連携会議等へ積極的に参加し、関係機関との情報共有・連携を図ること。

- **重度障がい児・医療的ケア児の受け入れ**

強度行動障がいを有する児童や、医療的ケア児、重症心身障がい児など、障がいの程度が重い、あるいは医療的ニーズの高い児童を適切に受け入れる体制（専門研修の受講、専門性の高い支援員の配置、看護師等の配置等）を整備すること。開業初年度に整備ができない場合は 3 年～5 年間の体制整備の計画を示すこと。

- **地域密着型としての事業展開**

地域に密着した事業を展開するため、利用する児童のうち、古賀市に在住する児童の割合が 2 分の 1 以上であること。

（２）選択要件（以下の要件のいずれかを満たすこと）

1. 多機能型事業所としての展開

児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所として開設し、未就学児から学齢期への円滑な移行を支援すること。

2. 18 歳までの一貫した支援体制

高校生まで受け入れ可能な環境およびプログラムを整備し、18 歳まで一貫した療育を提供できる体制を有すること。

3. 卒業後を見据えた進路・就労支援

就労選択支援や就労移行支援等の就労支援事業所と連携体制を構築し、学校卒業後の進路や地域生活を見据えた支援を行うこと。

4. 専門職配置による特色ある療育の提供

言語聴覚士、作業療法士、理学療法士など、療育に関する専門的技術を有する職員を配置し、言語療育や運動療育など、根拠に基づいた特色ある療育プログラムを提供すること。

5. 市内の相談支援体制の拡充

事業所の開設にあわせ、古賀市内において新たに相談支援事業所を開設し、地域の相談支援機能の充実に寄与すること。

３．要件充足に関する特例（広域連携による補完）

事業所の立地スペースの都合等により、単独の 1 事業所で上記の【選択要件】を複数満たすことが困難な場合であっても、近隣の圏域（古賀市、福津市、新宮町）に所在する他の事業所と明確な連携体制を構築し、実質的に児童に対して市が求める要件と同等の総合的な支援を提供できると認められる場合は、協議のうえ、要件を満たしているものとみなします。

４．事前協議について

本市内で新たに事業所の開設を検討する事業者は、指定権者への指定申請を行う前に、事業計画および本ガイドラインの要件適合状況について、必ず福祉課障がい福祉係との事前協議を行うものとします。

５．ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインは、市内における事業所の開設状況及び障がい福祉に関連するニーズ等の変化に応じて、適宜見直しを行うものとします。また障がい福祉計画における見込量により、開設を規制する場合があります。